

令和5年度普通財産売払実施要領 【一般競争入札】

入札に参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

●入札参加申込期間

令和5年12月1日(金)から令和6年1月19日(金)

●開札日

令和6年2月21日(水)午後2時から(太子町役場3階 第2会議室)

※なお、入札参加申込があり落札者がいない物件は、令和6年5月17日(金)から先着順により売払いを開始します。ただし、売却次第締め切ります。

太子町政策総務部総務財政課

目次

物件一覧	1
日程	2-3
フローチャート	4

普通財産売払一般競争入札の施行について

1	一般競争入札に付する売払物件	5
2	用途指定条件	5
3	売払いの方法	5
4	入札の参加資格に関する事項	5
5	実施要領等の配布	5
6	入札参加申込の受付	6
7	現場説明について	6
8	入札書受付期間	7
9	開札の日時及び場所	7
10	入札無効	7
11	落札者の決定方法	8
12	契約書の作成	8
13	議会の議決	8
14	契約保証金	8
15	契約金額の納入	8
16	所有権の移転	8
	太子町普通財産売払実施要綱	9-12
	普通財産売買契約書（案）	13-16
	物件明細書	17-23
	埋設物調査報告書	24-28
	様式	29-37
	記入例	38-47
	入札保証金納付場所	48
	納入通知書	49-50

物件一覧

物件番号	物件の所在地	地目	面積	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金	開札日時
2	南河内郡太子町 聖和台四丁目 19 番 1	宅地	671.07 m ²	25,570,000 円	入札金額の 100 分の 5 以上	令和 6 年 2 月 21 日 (水) 午後 2 時から

※現状有姿での売買とする。

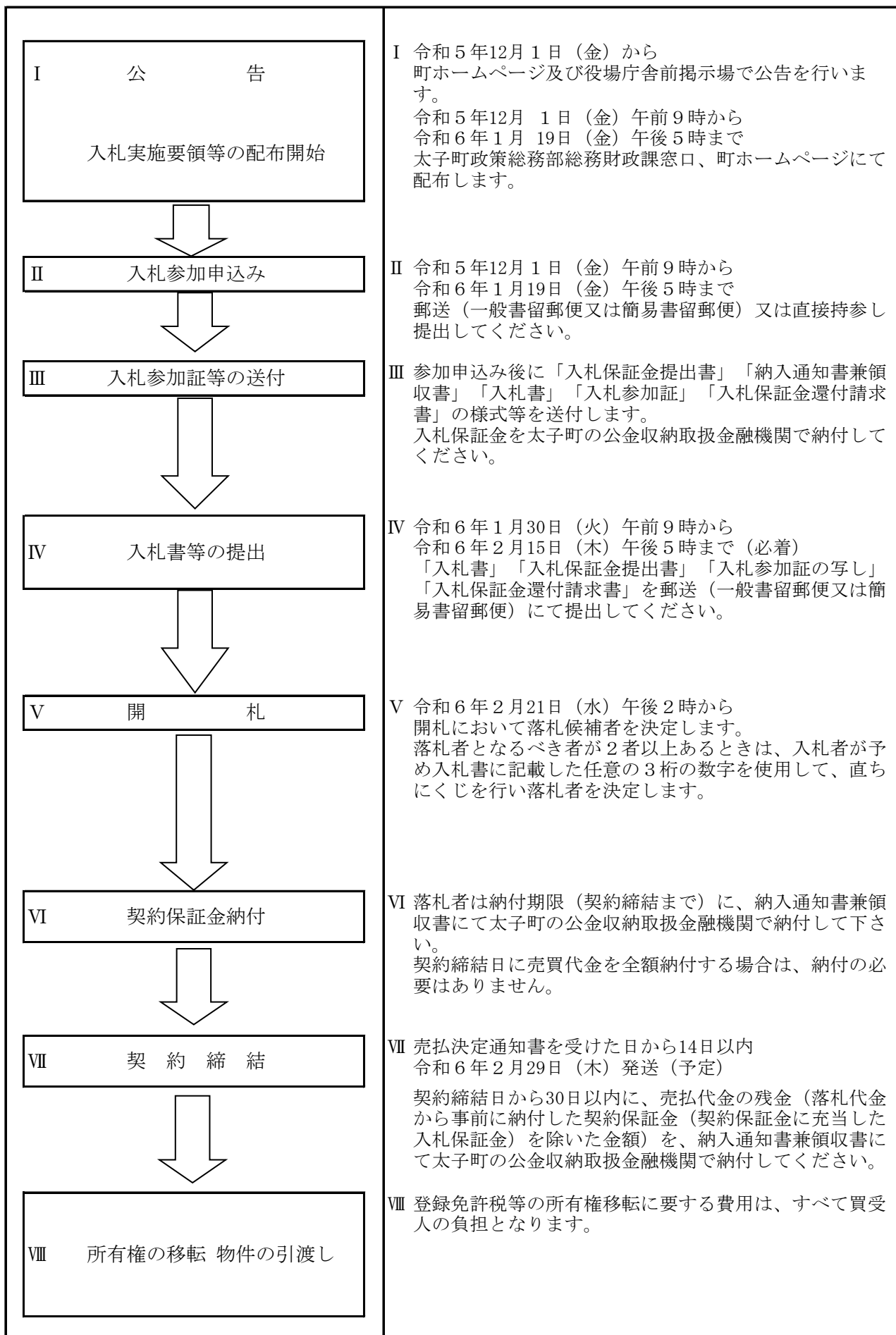
※予定価格は、当該物件における最低入札価格であり、予定価格未満での入札は無効とします。

日程

I	公告・入札 実施要領配布	入札要領・参加 書類配布期間	令和5年12月1日（金）から令和6年1月19日（金） 午前9時から午後5時まで
		配布場所	太子町役場 政策総務部 総務財政課 町ホームページでも取得できます。
II	入札参加申込み	入札参加希望者は、下記の参加申込期間中に、入札参加書類を郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）又は直接持参してください。	
		受付期間	令和5年12月1日（金）午前9時から 令和6年1月19日（金）午後5時まで（必着）
		受付場所	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町役場3階 太子町 政策総務部 総務財政課 （連絡先）0721-98-0300
		提出書類	① 普通財産売払一般競争入札参加申込書 ② 誓約書 ③ 市町村税の完納証明書（直前2年間分） ④ 発行後3ヶ月以内の住民票及び印鑑登録証明書 発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書（又は現在事項 全部証明書）及び印鑑証明書（※法人の場合） ⑤ 身分証明書 ⑥ 登記されていないことの証明 ⑦ 共有者持分申出書（※共有者がいる場合） ⑧ 委任状（※代理人による入札及び契約を希望する場合）
III	入札保証金納付	参加申込み受付後に、入札保証金の「入札保証金提出書」「納入通知書兼領収書」、「入札書」、「入札参加証」「入札保証金還付請求書」の様式等を送付しますので、入札保証金を太子町の公金収納取扱金融機関で納付してください。	
IV	入札	下記の入札受付期間中に、入札参加書類を郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）してください。（※直接持参されても受付はしません。）	
		入札書受付期間	令和6年1月30日（火）から 令和6年2月15日（木）午後5時まで（必着）
		送付先	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町 政策総務部 総務財政課 （連絡先）0721-98-0300
		提出書類	① 入札書 ② 入札保証金提出書（納入通知書兼領収書の写しを 貼付すること） ③ 入札参加証の写し ④ 入札保証金還付請求書
V	開札	開札日時	令和6年2月21日（水） 午後2時から
		開札場所	太子町役場3階 第2会議室 ※入札参加証を持参してください。
VI	契約保証金納付	買受人は納入期限（契約締結まで）までに、本町が発行する納入通知書兼領収書にて本町の公金収納取扱金融機関で納付してください。※契約締結日に売買代金を全額納付する場合は、納付の必要はありません。	
VII	契約	契約締結期間	売払決定通知書を受けた日から14日以内 令和6年2月29日（木）発送（予定）

Ⅷ	所有権の移転 物件の引渡し	登録免許税等の所有権移転に要する費用は、すべて買受人の負担となります。
---	------------------	-------------------------------------

一般競争入札（郵送方式）フローチャート



普通財産売払一般競争入札の施行について

1. 一般競争入札に付する売払物件

一般競争入札の対象となる売払物件は、1ページの「物件一覧」のとおりです。物件の詳細は17ページから28ページの物件明細書及び埋設物調査報告書のとおりです。

2. 用途指定条件

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途に使用しないこと。
- (2) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号又はその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しないこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途に使用しないこと。
- (4) その他入札物件の用途として適当でないと町長が特に指定する用途に使用しないこと。
- (5) 契約者は、入札物件を譲渡する場合又は使用収益権を設定する場合、前述の(1)～(4)の条件を第三者に承継しなければならない。

3. 売払いの方法

一般競争入札により、売払います。一般競争入札とは、本町があらかじめ決めた予定価格以上で最も高い価格をつけた者に売却する方法です。

入札参加申込者、入札者がいない物件については、先着順により売払います。

4. 入札の参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とします。ただし、次の各号に掲げるものは入札に参加することができません。また、代理人としても参加できません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実のあった日から3年を経過していない者
- (3) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号に該当する者
- (4) 市町村税の滞納者
- (5) 公序良俗に反する目的に使用しようとする者
- (6) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する目的で使用しようとする者
- (7) 国又は地方公共団体から指名停止を受けている者
- (8) 本町の普通財産に関する事務に従事する職員

5. 実施要領等の配布

令和5年度普通財産売払実施要領等の配布期間及び配付場所は、次のとおりです。

配布期間	令和5年12月1日（金）から令和6年1月19日（金）まで 午前9時から午後5時まで ※閉庁日（土・日曜日、祝日）は受付しません。
配付場所	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町役場3階 太子町 政策総務部 総務財政課（連絡先）0721-98-0300 （町ホームページからのダウンロード可能）
配付書類	①令和5年度普通財産売払実施要領（本書） ②普通財産売払一般競争入札参加申込書 ③誓約書 ④委任状

6. 入札参加申込の受付

(1) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

受付期間	令和5年12月1日（金）から令和6年1月19日（金）まで 午前9時から午後5時まで ※閉庁日（土・日曜日、祝日）は受付しません。
受付場所	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地 太子町 政策総務部 総務財政課 （連絡先）0721-98-0300

(2) 提出書類及び申込み方法は、次のとおりです。（各1部）

提出書類 （個人の場合）	① 普通財産売払一般競争入札参加申込書 ② 誓約書 ③ 市町村税の完納証明書（直前2年間分） ④ 発行後3ヶ月以内の住民票及び印鑑登録証明書 ⑤ 身分証明書 ⑥ 登記されていないことの証明 ⑦ 共有者持分申出書（※共有者がいる場合） ⑧ 委任状（※代理人による入札及び契約を希望する場合）
提出書類 （法人の場合）	① 普通財産売払一般競争入札参加申込書 ② 誓約書 ③ 市町村税の完納証明書（直前2年間分） ④ 発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書（又は現在事項全部証明書）及び印鑑証明書 ⑤ 共有者持分申出書（※共有者がいる場合） ⑥ 委任状（※代理人による入札及び契約を希望する場合）
提出方法	上記提出書類に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）又は直接持参してください。

※提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

※「身分証明書」とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明するものをいい、本籍地を管轄する市区町村で申請してください。（配付開始日以降に発行されたものに限りません。）

※「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人の登記がされていないことを証明するものをいい、詳細は最寄りの法務局等に確認してください。（公告日以降に発行されたものに限りません。）

(3) 資格審査

入札参加申込書及び必要書類を審査し、審査結果通知を送付します。審査の結果、参加を認める場合は、入札参加証及び入札関係書類を送付します。

(4) 共有名義による申込み

- ① 共有名義で申込みをされる場合は、共有予定者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の入札の参加申込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。
- ② 所有権の共有を希望される場合は、提出書類のうち、「①普通財産売払一般競争入札参加申込書」にて連名で申込みをしていただき、併せて「⑦共有者持分申出書」を提出してください。また、「④の住民票及び印鑑登録証明書」（法人にあっては、履歴事項全部証明書（又は現在事項全部証明書）及び印鑑証明書）は共有持分者全員分が必要となります。

7. 現場説明について

現場説明は行いません。

8. 入札書受付期間

(1) 入札書等の受付期間は、次のとおりです。

受付期間	令和6年1月30日(火)から令和6年2月15日(木)まで 午前9時から午後5時まで(必着) ※閉庁日(土・日曜日、祝日)は受付しません。
------	--

(2) 提出書類及び提出方法

提出書類	① 入札書(町指定入札書郵送用封筒に封入すること) ② 入札保証金提出書(領収済の納入通知書兼領収書の写しを貼付すること) ③ 入札参加証の写し ④ 入札保証金還付請求書
提出方法	上記入札受付期間中に、入札書類を郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便)してください。(※直接持参されても受付はしません)
送付先	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町 政策総務部 総務財政課 (連絡先) 0721-98-0300

(3) 入札保証金に関する事項

入札に参加される方は、入札保証金として入札金額の100分の5以上を、本町が発行する納入通知書にて、本町の公金収納取扱金融機関で、指定する期日までに納付していただきます。落札者以外の入札保証金は、入札後すみやかに入札参加者に返還します。

落札者の入札保証金は、契約締結後返還するか若しくは契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が、本町が指定する期日までに契約を締結しない場合、入札保証金は本町に帰属します。

9. 開札の日時及び場所

開札日	令和6年2月21日(水)午後2時から
場 所	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町役場 3階 第2会議室
その他	入札参加証を持参すること。

10. 入札無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する資格の有しない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
- ② 入札金額が予定価格に達しない入札
- ③ 入札参加証を持参しない者の入札
- ④ 指定の日時までに入札書が本町に到着しなかった入札
- ⑤ 指定された郵送方法(一般書留郵便又は簡易書留郵便)以外の方法で郵送された入札
- ⑥ 入札保証金を納付していない者の入札
- ⑦ 記名押印を欠く入札
- ⑧ 金額を訂正した入札
- ⑨ 誤字、脱字等で意思表示が不明瞭である入札
- ⑩ 明らかに談合と認められる入札
- ⑪ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- ⑫ その他入札に関して不正行為があったとき。

11. 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者によるくじによって落札者を決定します。

12. 契約書の作成

契約に際しては「太子町 町長（以下、売払人という。）」と、「落札者（以下、買受人という。）」との間で売買契約書を作成します。本町が指定する期日までに契約書の提出がない場合は、落札は無効となり、入札保証金の返還は行いません。

なお、本町が保管する契約書に貼付する収入印紙については、買受人の負担となります。

13. 議会の議決

町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する売払（物件の予定価格が700万円以上（土地については1件5,000㎡以上に限る。）」に該当する場合は、本町議会の議決が必要となるため、議決を得るまでは仮契約となります。議会の議決後、本契約を締結することとなります。

14. 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。

買受人は納入期限（契約締結まで）までに、本町が発行する納入通知書にて本町の公金収納取扱金融機関で納付していただきます。納付にあたっては、既納の入札保証金を充当することができます。

ただし、契約締結日に売買代金を全額納付する場合は、納付の必要はありません。また、契約保証金は売買代金の一部に充当します。

15. 契約金額の納入

買受人は、契約締結後30日以内に売買代金（※既に契約保証金を納付済の場合は、契約保証金控除後の売買代金となります。）を一括して納入するものとします。

また、納入期限までに、売買代金が完納されない時は契約を解除します。この場合、契約保証金は町に帰属します。

16. 所有権の移転

所有権移転の登記は、代金の納入後、買受人が登記に必要な書類を添えて所有権移転登記を請求します。所有権移転に係る費用は、すべて買受人の負担となります。

太子町普通財産売払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第145号。以下「条例」という。）、太子町財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）、その他法令に定めのあるもののほか、太子町が所有する普通財産の売払について、必要な事項を定める。

(売払の対象)

第2条 普通財産の売払は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに限り、行うことができる。

- (1) 社会的、経済的諸条件を総合的に勘案し、当該普通財産を将来の行政執行の手段として保有する必要がないと認められるもの
 - (2) 当該普通財産を保有し、かつ、運用することが公益上又は財政運営上、不要又は不適當であると認められるもの
- 2 前項及び第4条の審査は、太子町公有財産管理委員会に諮り、決定するものとする。

(売払の方法)

第3条 普通財産の売払は、一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により行うこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約の方法により行うことができる。

- (1) 条例の規定により譲与又は譲渡するとき。
 - (2) 既に貸付け済である普通財産について、当該普通財産の借受人に対して売払を行うとき。
 - (3) 袋地、面積狭小等の土地で、隣接土地所有者以外の者が単独で利用することが困難とされる場合において、当該隣接土地所有者に売払うとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法令上随意契約によることができる場合に該当し、町長が随意契約により売払うことを適当と認めたとき。
- 2 普通財産の売払において、入札に付してもなお、落札者がいない場合は、当該普通財産を取得しようとする者に対し、当該入札における予定価格以上の価格で随意契約により、当該普通財産を売払うことができる。

(予定価格)

第4条 財産の予定価格は、適正な時価によるものとする。ただし、条例に該当する場合はこの限りではない。

- 2 随意契約により、処分する場合は不動産鑑定士からの意見書等を踏まえて町長が定めた価格とする。

(売払の公告)

第5条 町長は、入札を行う場合は、入札日から起算して10日前までに、次に掲げる事項を広報紙、ホームページ又はこれに代る方法で一般に公告するものとする。

- (1) 売払う普通財産の所在地、地目、地積及び予定価格
- (2) 用途条件及び制限
- (3) 入札の参加資格に関する事項
- (4) 入札の参加申込に関する事項
- (5) 入札及び開札に関する事項
- (6) 落札者の決定方法と売買代金の納入方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(参加資格)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実のあった日から3年を経過していない者
- (3) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号に該当する者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 公序良俗に反する目的で使用しようとする者
- (6) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する目的で使用しようとする者
- (7) 国又は地方公共団体から指名停止を受けている者
- (8) 地方自治法（昭和22年法律67号）第238条の3に規定された普通財産に関する事務に従事する町職員

(入札の参加申込)

第7条 入札参加者は、町長が指定する場所及び期限内に、普通財産売払一般競争入札参加申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に必要事項を記入し、記名押印のうえ、その他必要書類を添付して、郵送又は直接持参しなければならない。

2 前項の申込者が入札又は契約を代理人に委任する場合は、委任状(様式第3号)及び誓約書(様式第2号)を提出しなければならない。

3 前項の代理人の資格は、前条を準用するものとする。

(入札参加証の交付)

第8条 町長は、前条第1項の申込書を受理した場合は、その内容を審査し、速やかに申込者に普通財産一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)を通知し、参加を認めるときは、当該入札参加者に入札参加証(様式第5号)(以下「参加証」という。)を交付するものとする。

(入札保証金の納付)

第9条 前条の規定により参加証の交付を受けた者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上に相当する額を所定の日時までに納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された入札保証金について、返納されるまでの間の利息は付さないものとする。

3 落札者に係る入札保証金は、契約保証金の一部に充てることができるものとする。

(入札の方法)

第10条 入札は、入札書(様式第6号)により行うものとする。この場合において、入札者は、当該入札書に必要事項を記入し、記名押印のうえ封書にし、住所又は所在地並びに氏名又は法人名及若しくは代表者名を表記し、第5条の規定により公告された期間までに、必要書類と併せて郵送にて提出しなければならない。

2 提出済の入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

(入札の中止等)

第11条 町長は、天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないときは、これを中止することができる。

2 前項に伴う損害は、入札者の負担とする。

(入札の無効)

第12条 入札の無効については、規則第120条に準じる。

(入札執行の取消等)

第13条 町長は、入札を執行するにあたり不正があると認めるときは、入札の執行を取り消すことができる。

2 前項の規定により入札の執行を取り消された者の入札保証金は、町に帰属するものとする。

3 町長は、第6条各号に掲げる者及び入札執行の秩序を乱す行為があると認める者に対しては、その入札を拒絶することができる。

(再度入札)

第14条 地方自治法施行令第167条の8第4項の再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者に限る。

(開札)

第15条 開札は、第5条の規定により公告した開札の日時及び場所において、原則、入札者を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない町職員を立ち合わせて行うものとする。

2 入札者が開札を立ち会う場合は、参加証を持参するものとする。

(落札者の決定等)

第16条 開札の結果、落札者の決定は規則第122条第1項に準ずる。

2 落札者となる同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者らによるくじにより落札者を決定するものとする。

3 落札者がその権利を放棄したとき、第20条の土地売買契約を締結しないとき、又は不正な行為があったときは、落札を取り消すものとする。そのときは、予定価格以上の次点者を落札者とするることができる。

4 前項の規定により、落札を取り消された者の入札保証金は、町に帰属するものとする。

5 落札者を決定したときは、普通財産売払決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(入札保証金の還付等)

第 17 条 入札保証金は、入札終了後又は入札の執行を中止した若しくは取り消した場合（第 12 条又は第 13 条に該当する場合を除く。）に、入札保証金還付請求書（様式第 8 号）に基づき全額を還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後、これを還付し、又は契約保証金の一部として納付に振り替えることができる。

（一般競争入札に適さない場合の随意契約）

第 18 条 第 3 条第 1 項各号及び同条第 2 項の規定に基づく随意契約により普通財産を購入しようとする者（以下「購入申請者」という。）は、普通財産購入申込書（様式第 9 号）に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項の購入申請者が購入の申込み又は契約を代理人に委任する場合は、第 7 条第 2 項に準じるものとする。

3 売却価格は、第 4 条を準用する。ただし、町長が特別と認めた場合は、別の方法により定めるものとする。

（随意契約による売払決定）

第 19 条 町長は、購入申請者を売買契約の相手方と決定したときは第 16 条第 5 項に準じるものとする。

（売買契約）

第 20 条 落札者又は購入申請者（以下「買受人」という。）は、第 16 条第 4 項又は前条の規定による通知を受けた日から 14 日以内に、町と売買契約を締結しなければならない。ただし、太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 144 号）第 3 条に該当する場合は、仮契約を締結するものとし、議会の議決後に売買契約を締結するものとする。

2 前項の売買契約に基づく契約書の作成にあたっては、規則第 132 条第 1 項及び同条第 3 項から第 4 項を準用するものとする。

（契約保証金の納付）

第 21 条 買受人は、売買代金の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結の日までに町が発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、買受人が契約締結の日には売買代金の全額を納付するとき、又は国、他の地方公共団体、公共団体若しくは公共的団体であるときは、契約保証金の納付は要しない。

3 第 1 項の規定により納付された契約保証金は、次条の売買代金の一部に充てるものとする。

（売買代金の納付及び普通財産の引渡し等）

第 22 条 買受人は、契約書に定める期限までに売買代金を納付しなければならない。

2 町長は、売買代金の完納があったときは、速やかに当該普通財産を買受人に引渡すものとする。

3 前項の規定による引渡しを受けた買受人は、その引渡しの日から、当該普通財産の使用又は収益を開始することができる。

（売買契約の解除）

第 23 条 町長は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除することができる。

- (1) 買受人から解除の申出があったとき。
- (2) 買受人に偽りその他不正行為があったとき。
- (3) 買受人が契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除されたときは、買受人は売買代金の 10 分の 1 に相当する額の違約金を支払わなければならない。

（契約保証金の帰属）

第 24 条 第 20 条の規定により締結した買受人が前条の規定により契約を解除されたときは、納付した契約保証金は、町に帰属するものとする。

（所有権移転時期）

第 25 条 落札した物件の所有権は、売買代金完納後、太子町が確認したときに移転するものとする。

2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

3 図面と現況が相違している場合は、現況を優先するものとする。

4 実測面積ではなく、登記簿面積の場合は、登記簿面積にて引き渡すものとする。

（用途指定の売払）

第 26 条 普通財産の売払に際し、次に掲げる各号に該当する場合は、売払の相手方に対してその用途に供しなければならない期日及び期間を指定するものとする。

- (1) 一定の用途に供させる目的をもって普通財産を売払う場合
- (2) 財産の適正な利用を確保するために必要と認められる場合

(買戻し特約)

第 27 条 前条の規定により用途を指定して売払を行う場合において、特に必要があると認めるときは、買戻し特約を付するものとする。

(契約不適合責任)

第 28 条 売買契約を締結した後に、買受人が物件に隠れた瑕疵を発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除ができないものとする。

(買受人の譲渡制限)

第 29 条 買受人は、所有権移転登記前に、当該土地に係る一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(委任)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

普通財産売買契約書（案）

売出人 太子町（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により普通財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在地	地目	面積
		m ²

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 ●●● 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結までに、契約保証金として金●●●円を甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。ただし、契約締結日に売買代金全額納付する場合は、契約保証金の納付は不要とする。

2 前項の契約保証金のうち、金●●●円は入札保証金より充当する。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないため、第16条の規定により契約を解除するときは、第1項に定める契約保証金を甲へ帰属させる。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた額●●●円を甲の発行する納入通知書により、〇〇年〇月〇日までに甲に納付しなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付し、甲がそれを確認した時に乙に移転するものとする。

2 売買物件の所有権移転登記は、公募地積とし、乙は甲に対し、登記に必要な書類を添えて所有権の移転登記を請求する。

3 必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

2 売買物件は、現状有姿で乙に引き渡すものとする。

(特約条項)

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件明細書等(別紙)記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、当該物件が甲の責に帰する事の出来ない事由により滅失又はき損した場合には、その損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件につき種類・品質・数量に関してこの契約に適合しない状態があることを発見したときは、甲に対し履行の追完、代金の減額または損害賠償を請求することができる。

2 第8条(特約条項)の内容については、契約不適合に該当しない。

(用途制限等)

第11条 乙は、本物件を次の各号に掲げる用途に使用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途。
- (2) 太子町暴力団排除条例(平成25年条例第20号)第2条第1号から第3号又はその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物を処理するための用途。
- (4) その他入札物件の用途として適当でないと町長が特に指定する用途。

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の1割)円
- (2) 第11条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円

2 前項の違約金は第17条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第 15 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第 16 条 乙は、甲が第 14 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとしたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 18 条 甲は、第 15 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 13 条に定める違約金又は第 16 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 19 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第 20 条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 21 条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売払人（所在地）大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地
（名 称）太子町
（代表者）太子町長

買受人（住 所）
（氏 名）

物件明細書

- 物件調書
- 位置図
- 現地写真
- 埋設物調査報告書

聖和台四丁目19番1

物件番号 2	所在地	南河内郡太子町聖和台四丁目19番1			
予定価格（最低入札価格）		25,570,000円			
土地の概要					
面積	登記	671.07 m ²	登記地目	宅地	
	実測	671.07 m ² ※特記事項1.2			
形状等	間口・奥行 地勢	間口:約45m 奥行:約11m 平坦地 高低差約:0.5m	形状:長方形		
接面道路の状況	東側:町道・幅員約5.3m・舗装有 建築基準法第42条第1項第1号の道路 道路面より高い:約0.5m その他:北側隣接地と約0.5m~1.0mの高低差有り				
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
		用途地域	第一種低層住居専用地域		
		建ぺい率	50%	容積率	100%
	建築基準法	建築物の高さの制限	絶対高さ制限 10m 日影規制 有		
		その他の建築制限	外壁後退距離制限 1m以上		
その他の法令等	防火地域 指定なし(法22条区域内) 砂防法該当地域 宅地造成工事規制区域内※特記事項6 地区計画区域内※特記事項7.8.9 文化財保護法該当地域 ※特記事項10				
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無		
		負担の内容	-		
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況	照会先及び電話番号		
	上水道	全面 有	大阪広域水道企業団太子水道センター 0721-98-5536		
	公共下水道	全面 有	太子町環境農林課0721-98-5522		
	電気	—	関西電力(株)0800-777-8810		
	ガス	集中プロパン	(株) エネアーク関西06-6267-6536		
交通機関		近鉄南大阪線 上ノ太子駅 徒歩約5分			
その他	<p>【現況に関する留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しは、あるがままの形になります。 2 実測面積は、地籍測量図に基づくものであり、確定測量（官民境界明示、隣接境界協議）をしたものではありません。 境界明示・協議が必要な場合は落札者が行ってください。 （問い合わせ：太子町まちづくり推進部地域整備課 電話 0721-98-5523 直通） 3 本地は、住居表示は実施されていません。 4 西側にフェンスがあります。 5 本地の既存擁壁等については、老朽化診断を受けておりません。 <p>【法令制限に関する留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 開発行為及び建築行為等を行われる場合は、太子町その他関係機関と協議してください。 （問い合わせ：南河内広域事務室 広域まちづくり課 0721-20-1198 直通） 7 建築物の用途の制限 長屋又は共同住宅、寄宿舎又は下宿を建築できません。 8 建築物の敷地面積の最低制限は240m²です。 9 建築物等の形態又は意匠の制限 屋根、外壁等の色彩は良好な住環境にふさわしい、良質で落ち着いた色合いのものとし、看板、広告版及び案内板についても、周辺の環境を損なわないものにしてください。 10 文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地「飛鳥第3散布地遺跡」の指定地域です。 				

【ライフラインに関する留意事項】

- 11 本地の利用に伴うライフライン（電気、ガス、上下水道等）の調査・申請、近隣との調整については、全て落札者が行ってください。

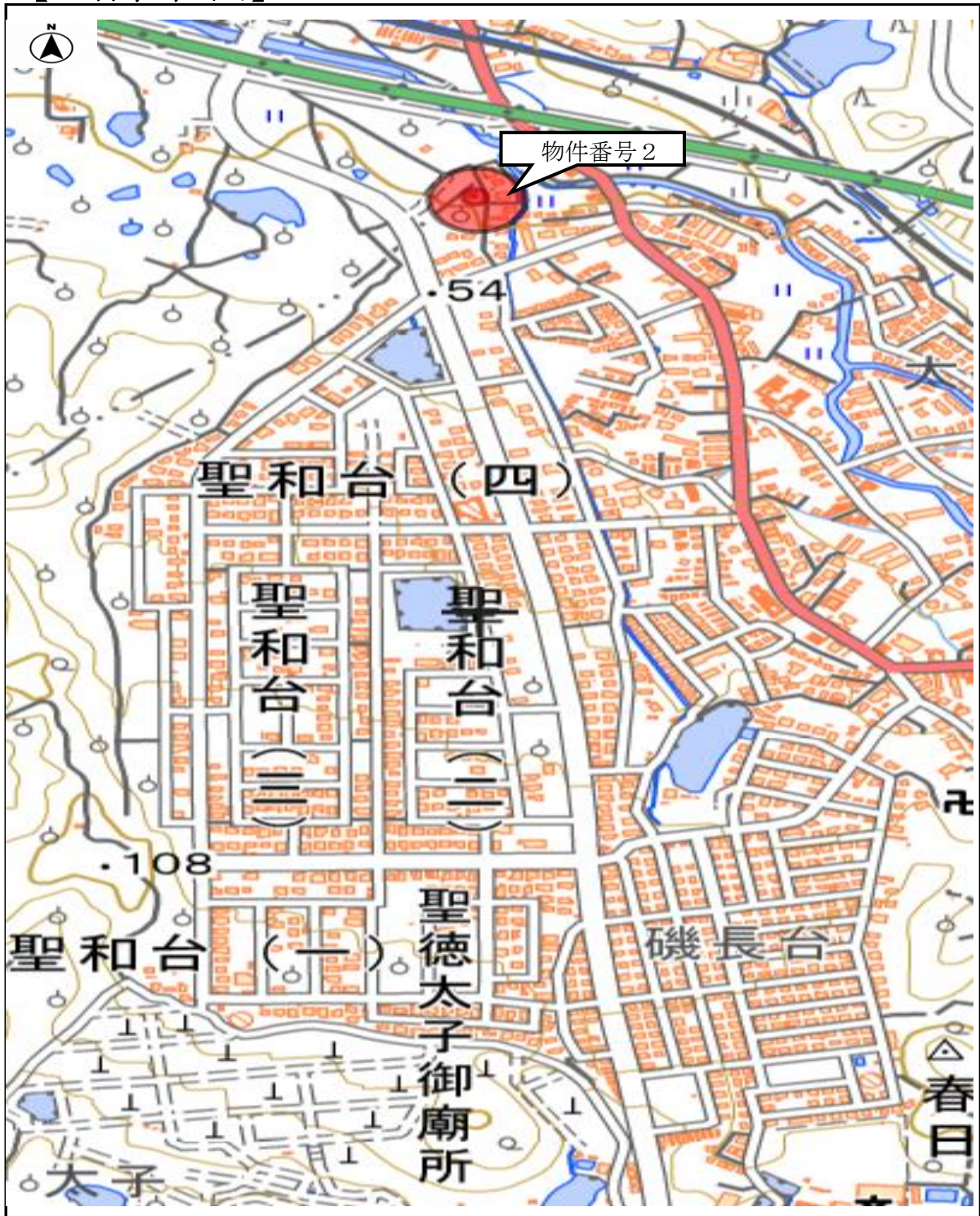
【地下埋設物調査に関する留意事項】

- 12 本物件は、平成元年1月～平成13年5月まで汚水中継ポンプ場施設として使用されていました。
平成31年度に聖和台汚水排水処理施設解体撤去工事を実施しましたが、隣接地への影響等を考慮した結果、施設の底盤や一部の内壁等を撤去できず、存地したまま埋戻しています。
なお、資料として「埋設物調査報告書」を交付し、「聖和台汚水排水処理施設解体撤去工事」は閲覧に供しておりますので、必ず閲覧の上、全体の状況を判断してください。
（問い合わせ：太子町まちづくり推進部環境農林課 電話 0721-98-5522 直通）

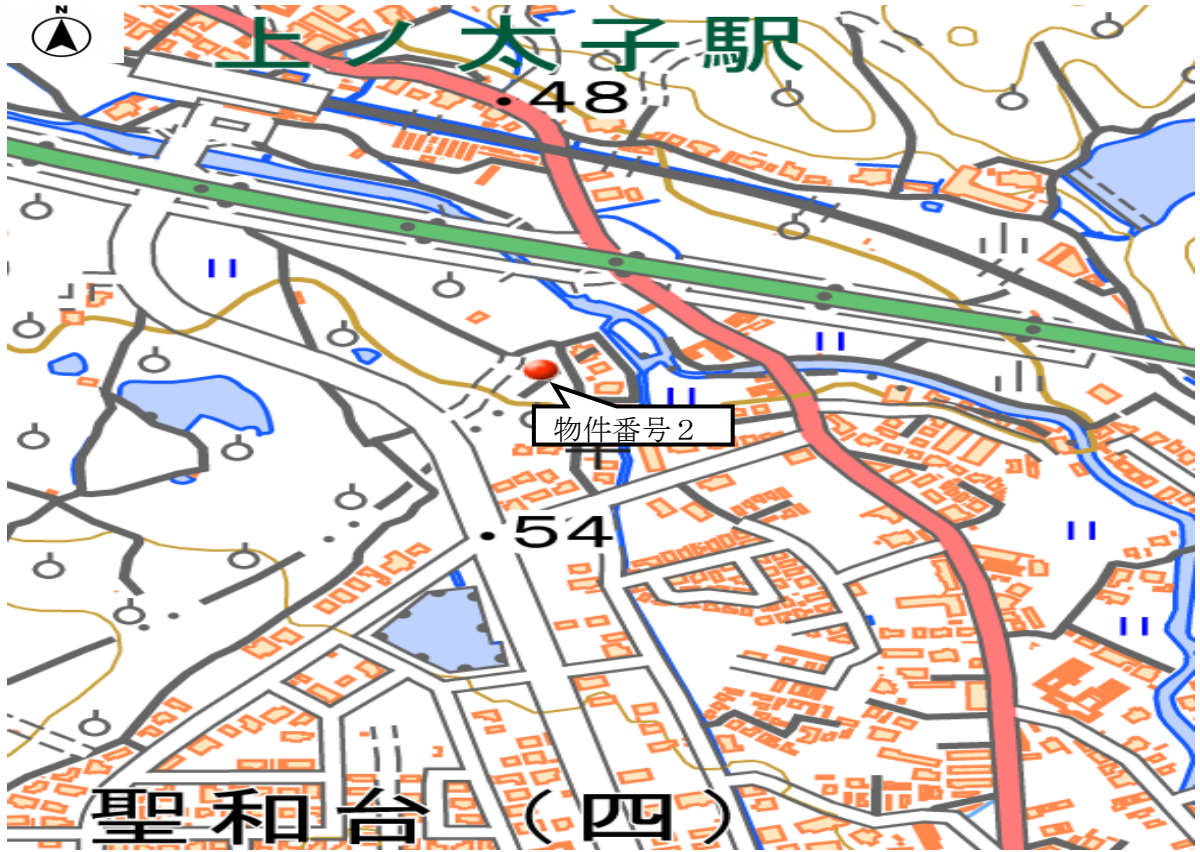
【特約条項に関する留意事項】

売買契約書第8条に「買受人は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。」との特約条項が付されています。

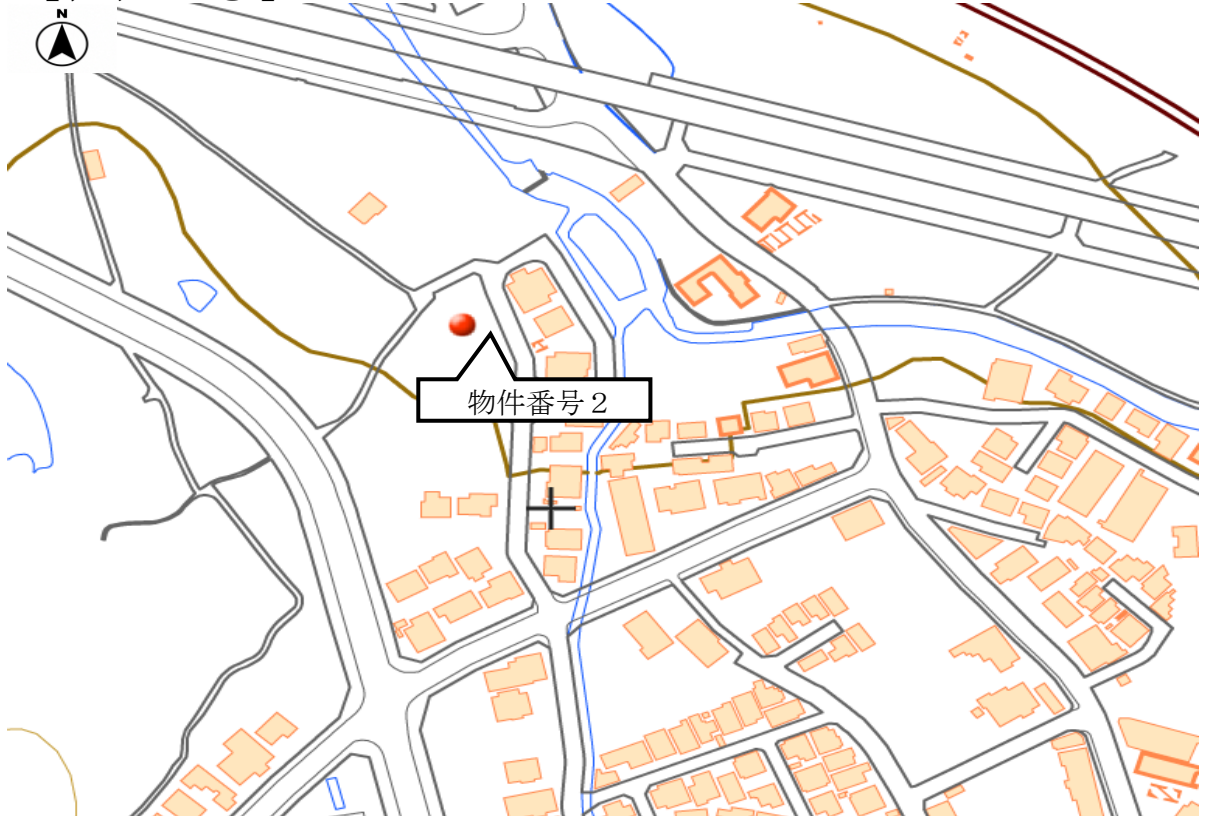
【全体位置図】



【位置図①】



【位置図②】



【現地写真】

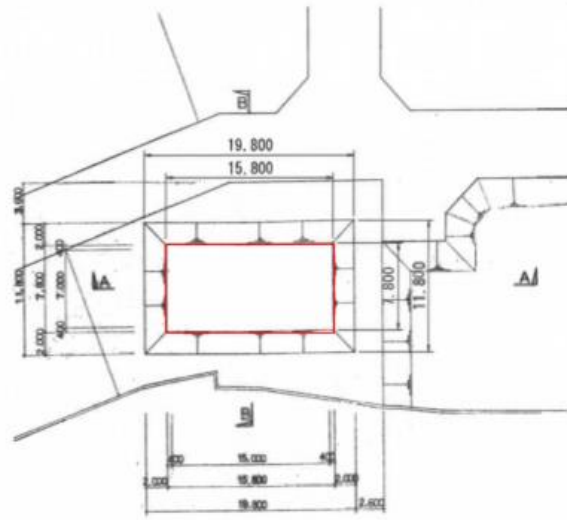


【現地写真】

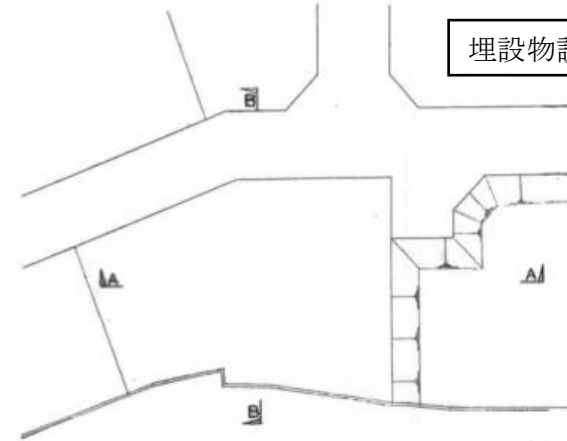


埋設物調査報告書

聖和台四丁目19番1



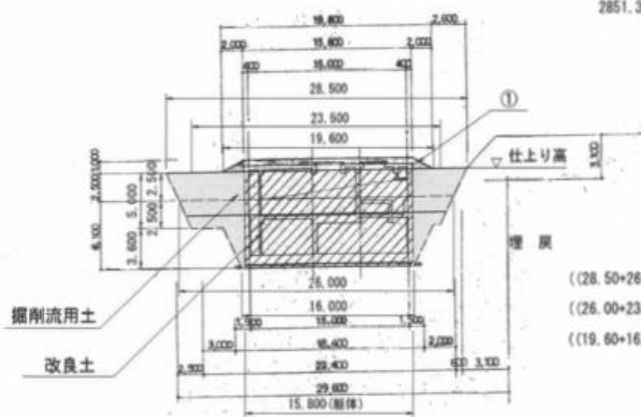
現状平面図 1/400



計画平面図 1/400

掘削① $2.00 \times 1.00 \times 1/2 \times (17.80 + 9.80) \times 2 = 55.20 \text{ m}^3$
 掘削② $((28.50 + 23.50) / 2 \times (19.80 + 14.80) / 2) + 5.00 = 2249.00$
 $((19.60 + 16.00) / 2 \times (10.80 + 8.00) / 2) + 3.60 = 602.35$
 (躯体部分) 計 2851.35
 $2851.35 - (15.80 \times 7.80 \times 8.60) = 1791.49$

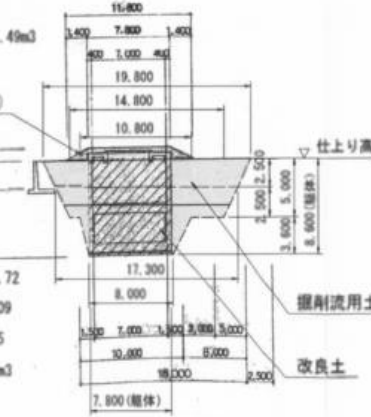
合計 1791.49m³



A-A断面図 1/400

$((28.50 + 26.00) / 2 \times (19.80 + 17.30) / 2) + 2.50 = 1263.72$
 $((26.00 + 23.50) / 2 \times (17.30 + 14.80) / 2) + 2.50 = 993.09$
 $((19.80 + 16.00) / 2 \times (10.80 + 8.00) / 2) + 3.60 = 602.35$

合計 2859.16m³



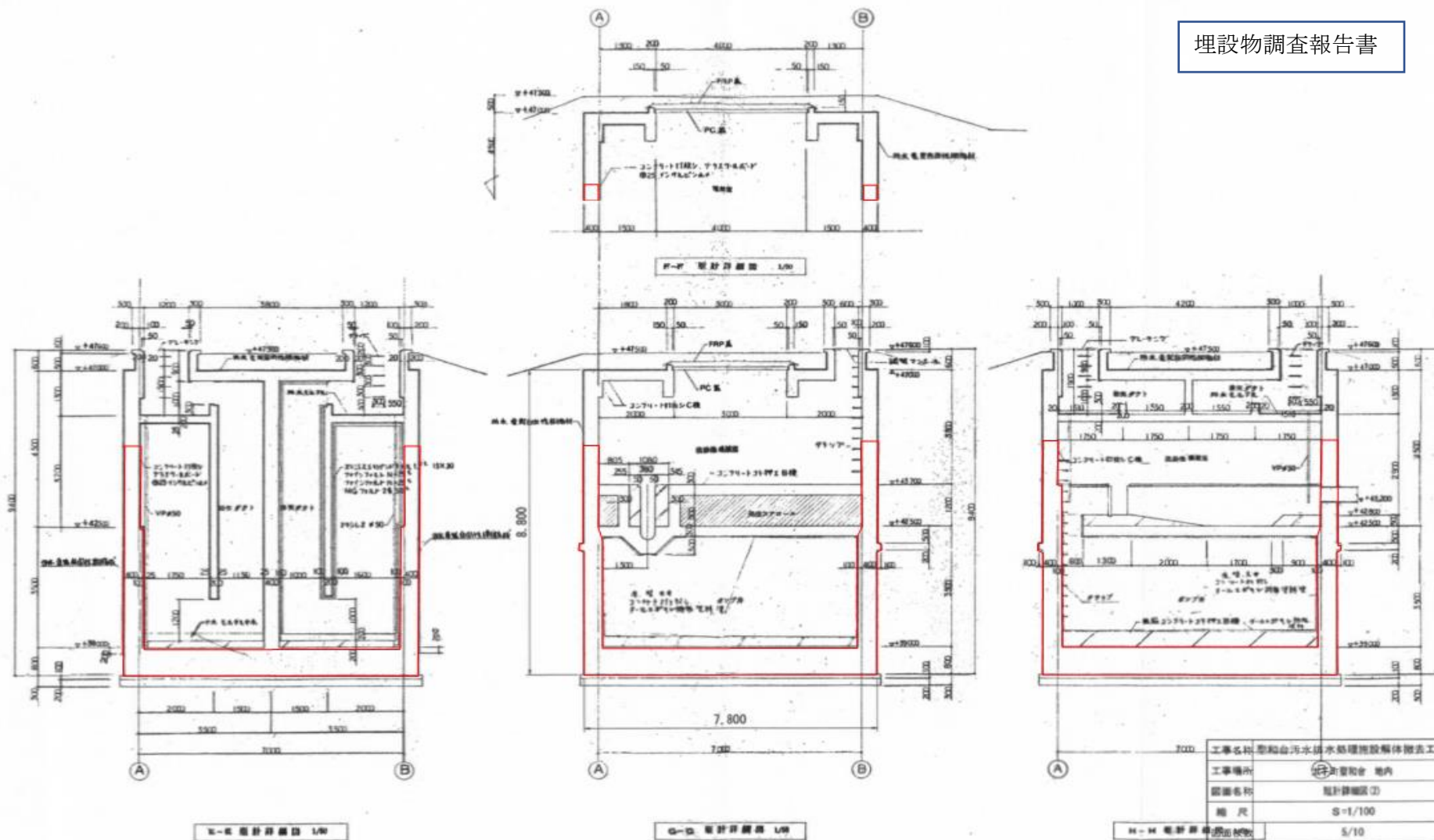
B-B断面図 1/400

凡例

 埋設物

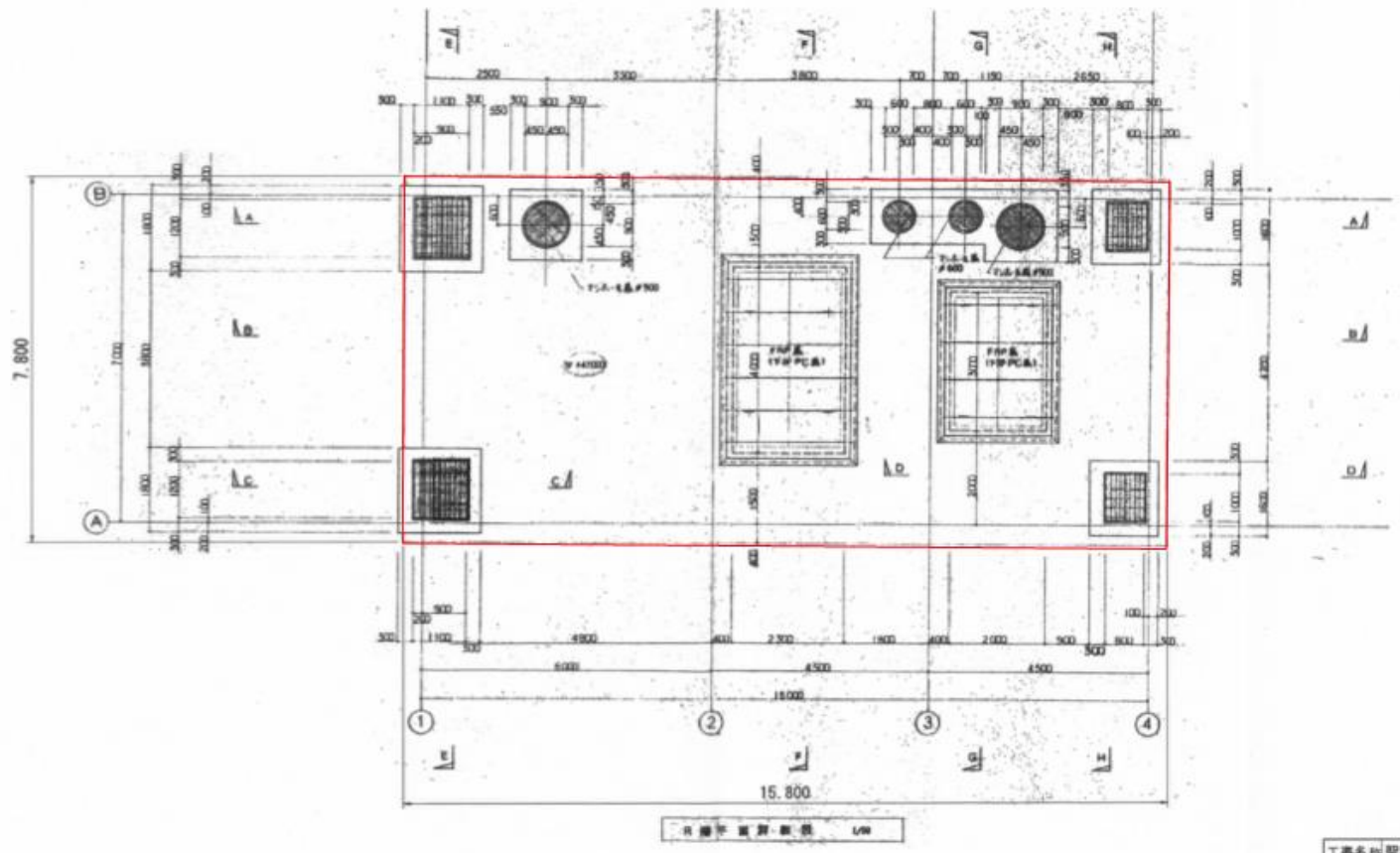
工事名称	昭和台汚水排水処理施設解体撤去工事
工事場所	太子町昭和台 地内
調査名称	遺構計測図
縮尺	図示
調査枚数	6/10
調査年月	令和元年 9月
	太子町 生活環境課

埋設物調査報告書



工事名称	昭和台汚水排水処理施設解体撤去工事
工事場所	昭和中区 地内
調査名称	埋設物調査
縮尺	S=1/100
縮尺	S=1/10
調査年月	令和 元年 9月
	太子町 生活環境課

埋設物調查報告書



工事名称	聖和台污水排水処理施設解体撤去工事
工事場所	太子町聖和台 地内
図面名称	R層平面詳細図
縮尺	S=1/100
図面枚数	2/10
製図年月	令和 元年 9月
	太子町 生活環境課

普通財産売払一般競争入札参加申込書

年 月 日

太子町長 様

令和5年12月1日付け公告第25号で公告のあった太子町普通財産の売払について、下記のとおり参加を申込みます。

なお、当該申込書及び添付書類の内容に偽りがないことを誓約いたします。

1. 申込者

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名 (法人名) (代表者)	印
連絡先	

※共有による申込みの場合は、代表者を申込者欄に記入し、他の共有者は方は裏面にご記入ください。

2. 申込物件

物件番号	物件の所在地

3. 利用目的（具体的に記入すること。）

--

※添付書類（いずれも申込者及び共有者全員分が必要）

- ①誓約書（様式第2号）
- ②市町村税の完納証明書
- ③個人の場合（発行後3ヶ月以内の住民票及び印鑑登録証明書）
- ④法人の場合（発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書及び印鑑証明書）
- ⑤個人の場合（身分証明書）
- ⑥個人の場合（登記されていないことの証明）
- ⑦共有者持分申出書（※共有者がいる場合）

(注1) 申込者（共有者）の印は、印鑑証明が可能な印（実印）を押印すること。

(注2) 代理人による入札及び契約をする場合は、委任状を添付すること。

受付印

(裏面)

(共有者①)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(共有者②)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(共有者③)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(共有者④)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(共有者⑤)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(別添1)

共有者持分申出書

年 月 日

太子町長様

住所

代表者名

印

普通財産売払一般競争入札参加申込みを行うにあたり、共有持分を下記のとおり申し出します。

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地

2. 共有持分（代表者含む。）

1	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
2	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
3	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
4	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
5	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	

(注1) 代表者及び共有者それぞれの印は、印鑑証明が可能な印（実印）を押印すること。

誓約書

下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、次の誓約事項を確認するため、関係機関に照会することについて承諾します。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者ではありません。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実のあった日から3年を経過しない者ではありません。
- 3 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号に該当する者ではありません。
- 4 申込みに際し、太子町普通財産売却実施要綱、購入物件の現況及び関係諸規制を十分に把握したうえで申込みしますので、後日、太子町に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名
(法 人 名)
(代 理 人)

印

委任状

年 月 日

太子町長 様

委任者 住所

氏名 印

私は下記の者を代理人と定め、下記普通財産の売払にかかる入札又は購入申込みへの参加、売買契約の締結並びに、これらに付帯する一切の権限を委任します。

記

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地

2. 代理人

氏名	住所	届出印
	(連絡先)	

※代理人の誓約書（様式第2号）を添付してください。

※委任者の印は、参加申込書と同一の印を押印すること。参加申込みが共有の場合は、代表者の住所氏名を記載し、参加申込書と同一の印を押印すること。

※代理人の届出印は、印鑑証明ができる印である必要はありません。ただし、スタンプ式印等の破損しやすい印章は使用しないこと。

入 札 書

太子町長 様

入札者

住 所
(所在地)

氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

印

代理人

住 所

氏名

印

次のとおり地方自治法、同法施行令、太子町財務規則その他の指示事項を承知の上入札します。

1 入札対象物件

物件番号	物 件 の 所 在 地

2 入札金額

金 額			億	千	百	十	万	千	百	十	円

3 入札日

年 月 日

くじ番号

--	--	--

(注)

- 1 住所及び氏名は、印鑑登録証明書又は法人登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 2 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状が必要です。
- 3 金額欄はアラビア数字で記入し、頭数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 4 入札金額を書き損したときは、新たな入札書で書き直してください。
- 5 一度提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。

(表面)

入札保証金提出書

年 月 日

太子町長 様

申込者 住所
(法人名)
(代表者)

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

下記の金額を普通財産売払一般競争入札の入札保証金として提出します。

記

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地

2. 入札保証金 (納付した入札保証金を記入)

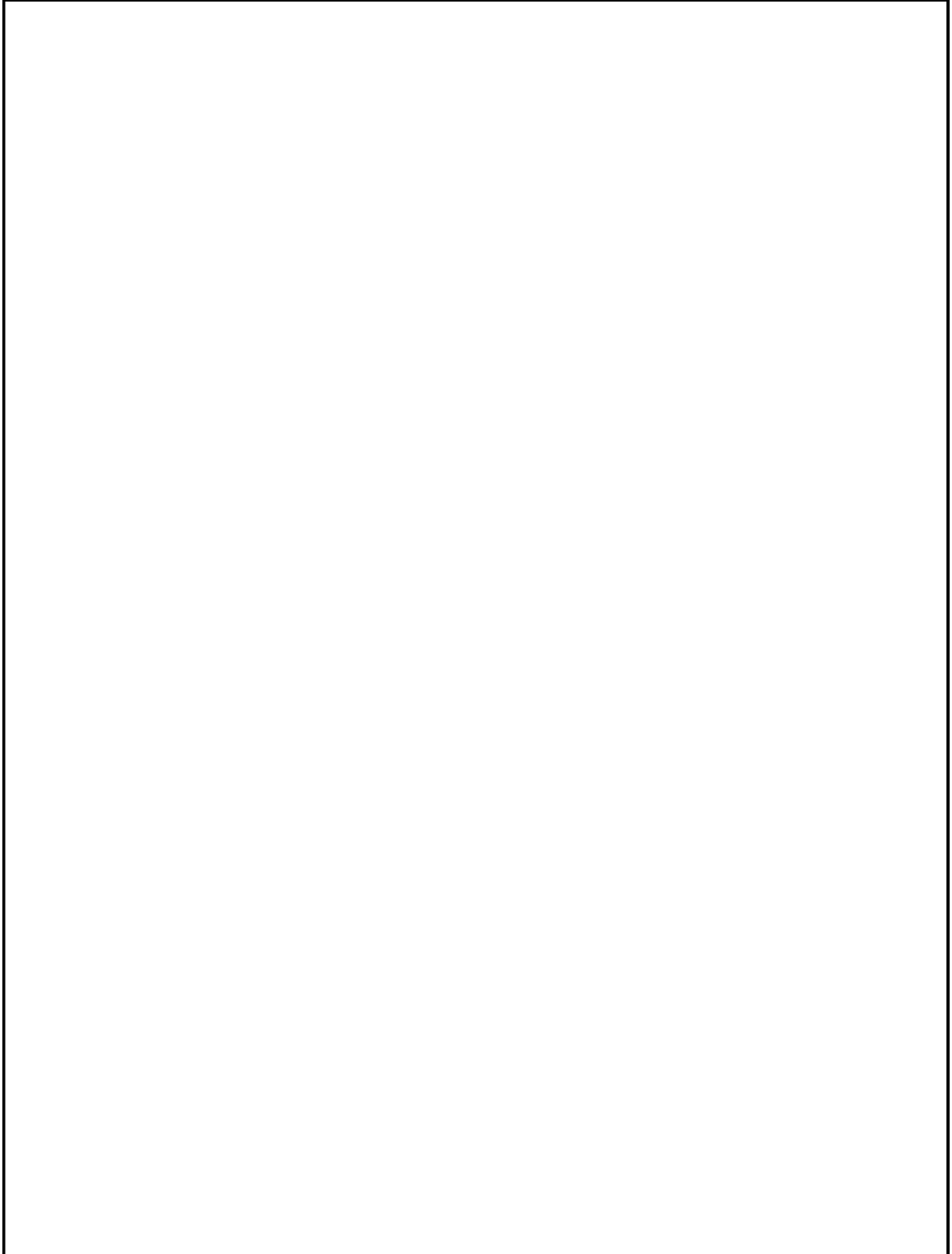
金額	¥
----	---

(注1)裏面に、上記入札保証金納付後の「納入通知書兼領収書」のコピーを貼付してください。
貼付がない場合は、無効となりますのでご注意ください。

(裏面)

入札保証金を太子町に納付した旨の証明として、納付を依頼した金融機関から交付を受けた「領収印押印済の納入通知書兼領収書」のコピーを自身でとっていただき、下記に貼り付けてください。
なお、貼り付けるときは、周囲をのり付けして確実に貼り付けてください。

入札保証金納付後の「納入通知書兼領収書」のコピー貼付箇所



入札保証金還付請求書

年 月 日

太子町長 様

申込者 住所
(法人名)
(代表者) 氏名 印

代理人 住所
氏名 印

下記の入札保証金の還付を請求します。

記

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地

2. 還付請求額

金額	¥

3. 振込先

金融機関名・支店名	銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫 支店・支所
預金種目	普通・当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ) -----

記入例（様式第1号）

様式第1号（第7条関係）

（表面）

普通財産売払一般競争入札参加申込書

年 月 日

太子町長 様

申込書を提出する日を記入してください。

令和5年12月1日付け公告第25号で公告のあった太子町普通財産の売払について、下記のとおり参加を申込みます。

なお、当該申込書及び添付書類の内容に偽りがないことを誓約いたします。

1. 申込者

郵便番号	〒〇〇〇-×××
住所	〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇
フリガナ	タイシ タロウ
氏名 (法人名) (代表者)	太子 太郎
連絡先	〇〇〇-××××-△△△△

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

印

※共有による申込みの場合は、代表者を申込者欄に記入し、他の共有者は方は裏面にご記入ください。

2. 申込物件

物件番号	物件番号2と記入してください。	物件の所在地	物件の所在地を必ず記入してください。
〇		南河内郡太子町聖和台〇丁目〇番〇	

3. 利用目的（具体的に記入すること。）

(例) 令和6年度に太子町に転入し、新築住宅を建築するため。

※添付書類（いずれも申込者及び共有者全員分が必要）

- ①誓約書（様式第2号）
- ②市町村税の完納証明書
- ③個人の場合（発行後3ヶ月以内の住民票及び印鑑登録証明書）
- ④法人の場合（発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書及び印鑑証明書）
- ⑤個人の場合（身分証明書）
- ⑥個人の場合（登記されていないことの証明）
- ⑦共有者持分申出書（※共有者がいる場合）

(注1) 申込者（共有者）の印は、印鑑証明が可能な印（実印）を押印すること。

(注2) 代理人による入札及び契約をする場合は、委任状を添付すること。

受付印

(裏面)

(共有者①)

郵便番号	〒〇〇〇-×××
住所	〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇
フリガナ	タイシ タロウ
氏名	太子 太郎
連絡先	〇〇〇-××××-△△△△

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

印

(共有者②)

郵便番号	〒〇〇〇-×××
住所	〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇
フリガナ	タイシ ハナコ
氏名	太子 花子
連絡先	〇〇〇-××××-△△△△

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

印

(共有者③)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	
連絡先	

印

(共有者④)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	
連絡先	

印

(共有者⑤)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	
連絡先	

印

記入例（別添1）

（別添1）

共有者持分申出書

太子町長様

年 月 日
 申込書を提出する日を記入してください。

住所 ○○市○○区○○番地○○

代表者名 太子 太郎

印

普通財産売払一般競争入札参加申込みを行うにあたり、共有持分を下記のとおり申し出します。

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地
○	南河内郡太子町聖和台○丁目○番○

個人の場合は
実印
法人の場合は
登録印

2. 共有持分（代表者含む。）

1	住所	○○市○○区○○番地○○	持分 3分の2
	フリガナ	タイシ タロウ	
	氏名	太子 太郎	
2	住所	○○市○○区○○番地○○	持分 3分の1
	フリガナ	タイシ ハナコ	
	氏名	太子 花子	
3	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名		
4	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名		
5	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名		

個人の場合は
実印
法人の場合は
登録印

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

（注1）代表者及び共有者それぞれの印は、印鑑証明が可能な印（実印）を押印すること。

記入例（様式第2号）

様式第2号（第7条、第18条関係）

誓約書

下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、次の誓約事項を確認するため、関係機関に照会することについて承諾します。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者ではありません。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実のあった日から3年を経過しない者ではありません。
- 3 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号に該当する者ではありません。
- 4 申込みに際し、太子町普通財産売払実施要綱、購入物件の現況及び関係諸規制を十分に把握したうえで申込みしますので、後日、太子町に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

年 月 日

申込書を提出する日を記入してください。

太子町長 様

住 所 ○○市○○区○○番地○○

氏 名 太子 太郎
(法 人 名)
(代 理 人)

印

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

記入例（様式第3号）

様式第3号（第7条、第18条関係）

委任状

申込書を提出する日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

太子町長 様

委任者 住所 〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇

氏名 太子 太郎

印

私は下記の者を代理人と定め、下記普通財産の売払にかかる入札又は購入申込みへの参加、売買契約の締結並びに、これらに付帯する一切の権限を委任します。

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

記

物件番号2と記入してください。

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地
〇	南河内郡太子町聖和台〇丁目〇番〇

※代理人の印鑑について実印である必要はありませんが、入札時に使用する印としてください。

2. 代理人

氏名	住所	届出印
太子 花子	〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇	印
	(連絡先) 〇〇〇-XXXX-△△△△	

※代理人の誓約書（様式第2号）を添付してください。

※委任者の印は、参加申込書と同一の印を押印すること。参加申込みが共有の場合は、代表者の住所氏名を記載し、参加申込書と同一の印を押印すること。

※代理人の届出印は、印鑑証明ができる印である必要はありません。ただし、スタンプ式印等の破損しやすい印章は使用しないこと。

記入例（様式第6号）（個人）で入札する場合

様式第6号（第10条関係）

入札書

太子町長 様

入札者

住所 (所在地) ○○市○○区○○番地○○

氏名 太子 太郎
 [法人名]
 [代表者名]



※委任状が必要 代理人

住所 ○○市○○区○○番地○○

氏名 太子 花子

※代理人の印鑑について実印である必要はありませんが、委任状に使用したものでなければなりません。



次のとおり地方自治法、同法施行令、太子町財務規則その他の指示事項を承知の上入札します。

1 入札対象物件 物件番号	物件番号2 と記入してください。	物件の所在地	物件の所在地 を必ず記入してください。
○		南河内郡太子町聖和台○○丁目○番○	

2 入札金額	金額	¥	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			○	○	○	○	○	○	○	○	○

3 入札日

年 月 日

入札日を記入してください。
令和6年2月21日

くじ番号

○	○	○
---	---	---

くじ番号は、「000」～「999」までの任意の3桁の番号を記入してください。
※正しく記入されていない場合は、「000」とします。

(注)

- 1 住所及び氏名は、印鑑登録証明書又は法人登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 2 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状が必要です。
- 3 金額欄はアラビア数字で記入し、頭数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 4 入札金額を書き損したときは、新たな入札書で書き直してください。
- 5 一度提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。

記入例（様式6号）（法人）で入札する場合

様式第6号(第10条関係)

入札書

太子町長 様

入札者

住所 (所在地) ○○市○○区○○番地○○

氏名 [法人名] 大阪株式会社
[代表者名] 代表取締役 太子 太郎

登録印

印

※委任状が必要

代理人

住所 ○○市○○区○○番地○○

氏名 太子 花子

※代理人の印鑑について実印である必要はありませんが、委任状に使用したものでなければなりません。

印

次のとおり地方自治法、同法施行令、太子町財務規則その他の指示事項を承知の上入札します。

1 入札対象物件 物件番号 ○	物件番号2 と記入してください。	物件の所在地 南河内郡太子町聖和台○○丁目○番○	物件の所在地 を必ず記入してください。
-----------------------	---------------------	-----------------------------	------------------------

2 入札金額	金額	¥	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			○	○	○	○	○	○	○	○	○

3 入札日
年 月 日

入札日を記入してください。
令和6年2月21日

くじ番号

○	○	○
---	---	---

くじ番号は、「000」～「999」までの任意の3桁の番号を記入してください。
※正しく記入されていない場合は、「000」とします。

(注)

- 住所及び氏名は、印鑑登録証明書又は法人登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状が必要です。
- 金額欄はアラビア数字で記入し、頭数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 入札金額を書き損したときは、新たな入札書で書き直してください。
- 一度提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。

記入例

(表面)

入札保証金提出書

年 月 日

郵送する日をご記入ください。

太子町長 様

申込者
(法人名)
(代表者)

住所 ○○市○○区○○番地○○

氏名 太子 太郎 印

代理人

住所

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

氏名 印

※代理人の印鑑について実印である必要はありませんが、入札時に使用する印としてください。

下記の金額を普通財産売払一般競争入札の入札保証金として提出します。

1. 申込物件		記
物件番号	物件の所在地	
○	南河内郡太子町聖和台○丁目○番○	
2. 入札保証金 (納付した入札保証金を記入)		
金額	¥○○○○○○○	

物件番号2と記入してください。

入札保証金として、入札金額の100分の5以上に相当する金額を、太子町が発行する納入通知書兼領収書を用いて、指定の金融機関に期限内に納付してください。

(注1)裏面に、上記入札保証金納付後の「納入通知書兼領収書」のコピーを貼付してください。
貼付がない場合は、無効となりますのでご注意ください。

(裏面)

入札保証金を太子町に納付した旨の証明として、納付を依頼した金融機関から交付を受けた「領収印押印済の納入通知書兼領収書」のコピーを自身でとっていただき、下記に貼り付けてください。
なお、貼り付けるときは、周囲をのり付けして確実に貼り付けてください。

入札保証金納付後の「納入通知書兼領収書」のコピー貼付箇所

納 入 通 知 書 兼 領 収 書	
(納入者)	
様	
金 額	〇〇〇〇〇〇〇 円
(払込目的)	
普通財産売払に係る入札保証金	
会計 款 項 目 節 細 節 細 々	年度-納付書番号
歳入歳出外現金会計	令和5年度
科目	その他
所管	政策総務部 総務財政課
納付期限	
納入場所	
太子町指定金融機関等派出所(役場内)	
りそな銀行 大阪南農業協同組合	
関西みらい銀行 池田泉州銀行 南都銀行	
成協信用組合 大阪シティ信用金庫 近畿労働金庫	
上記のとおり納入してください。	
令和5年 月 日	
大阪府 太子町 長	
上記金額領収しました	
(納入者用)	

記入例（様式第8号）

様式第8号（第17条関係）

入札保証金還付請求書

年 月 日

太子町長 様

郵送する日を記入してください。

申込者 住所 ○○市○○区○○番地○○
(法人名)
(代表者)

氏名 太子 太郎

印

下記の入札保証金の還付を請求します。

記

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地
○	南河内郡太子町聖和台○丁目○番○

2. 還付請求額

金額	¥○○○○○○○
----	----------

3. 振込先

金融機関名・支店名	○○ <input checked="" type="radio"/> 銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫 ○○ <input checked="" type="radio"/> 支店・支所
預金種目	<input checked="" type="radio"/> 普通・当座
口座番号	○○○○○○○
口座名義人	(フリガナ) タイシ タロウ 太子 太郎

返還請求の名前を
記入してください。
(申込者と同一)

入札保証金納付場所

入札保証金は下記の納付場所にお納めください。

取扱金融機関一覧

太子町指定金融機関派出所（役場内）
りそな銀行
大阪南農業協同組合
関西みらい銀行
池田泉州銀行
南都銀行
成協信用組合
大阪シティ信用金庫
近畿労働金庫

納入通知書兼領収書

納入書

納入書兼納入済通知書

(納入者)	
様	
金額	〇〇〇〇〇〇 円
(払込目的)	
普通財産売払に係る入札保証金	
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号
歳入歳出外現金会計	令和5年度
科目	その他
所管	政策総務部 総務財政課
納付期限 納入場所 太子町指定金融機関等派出所（役場内） りそな銀行 大阪南農業協同組合 関西みらい銀行 池田泉州銀行 南都銀行 成協信用組合 大阪シティ信用金庫 近畿労働金庫 上記のとおり納入してください。 令和5年 月 日 大阪府 太子町 長	
	上記金額領収しました

(納入者用)

(納入者)	
様	
金額	〇〇〇〇〇〇 円
(払込目的)	
普通財産売払に係る入札保証金	
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号
歳入歳出外現金会計	令和5年度
科目	その他
所管	政策総務部 総務財政課
上記のとおり納入しました。 年 月 日	
	領収印

(金融機関用)

(納入者)	
様	
金額	〇〇〇〇〇〇 円
(払込目的)	
普通財産売払に係る入札保証金	
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号
歳入歳出外現金会計	令和5年度
科目	その他
所管	政策総務部 総務財政課
上記のとおり納入しました。 年 月 日	
太子町会計管理者様	
	領収印

(会計課用)

納入通知書兼領収書

納入書

納入書兼納入済通知書

(納入者)		様
氏名(法人名)を記入してください。(共有の場合、入札代表者の方の氏名を記入してください。)		
金額	円	納入する入札保証金の金額を記入してください。(入札金額ではありません。)
(払込目的)		
普通財産売払に係る入札保証金		
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号	
歳入歳出外現金会計	令和5年度	
科目	その他	
所管	政策総務部 総務財政課	
納付期限		
納入場所		
太子町指定金融機関等派出所(役場内)		
りそな銀行 大阪南農業協同組合		
関西みらい銀行 池田泉州銀行 南都銀行		
成協信用組合 大阪シティ信用金庫 近畿労働金庫		
上記のとおり納入してください。		
令和5年 月 日		
大阪府 太子町 長		
上記金額領収しました		領収印
【納入者用】 金融機関の領収押印済みの本書の写しを入札保証金提出書に貼り付けて入札してください。		

(納入者用)

(納入者)		様
氏名(法人名)を記入してください。(共有の場合、入札代表者の方の氏名を記入してください。)		
金額	円	納入する入札保証金の金額を記入してください。(入札金額ではありません。)
(払込目的)		
普通財産売払に係る入札保証金		
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号	
歳入歳出外現金会計	令和5年度	
科目	その他	
所管	政策総務部 総務財政課	
上記のとおり納入しました。		
年 月 日		
上記金額領収しました		領収印

(金融機関用)

(納入者)		様
氏名(法人名)を記入してください。(共有の場合、入札代表者の方の氏名を記入してください。)		
金額	円	納入する入札保証金の金額を記入してください。(入札金額ではありません。)
(払込目的)		
普通財産売払に係る入札保証金		
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号	
歳入歳出外現金会計	令和5年度	
科目	その他	
所管	政策総務部 総務財政課	
上記のとおり納入しました。		
年 月 日		
太子町会計管理者様		領収印

(会計課用)

◆お問合せ先◆

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

太子町 政策総務部 総務財政課

(TEL) 0721-98-0300 (代表)

(FAX) 0721-98-4514

E メール soumu@town.taishi.osaka.jp